

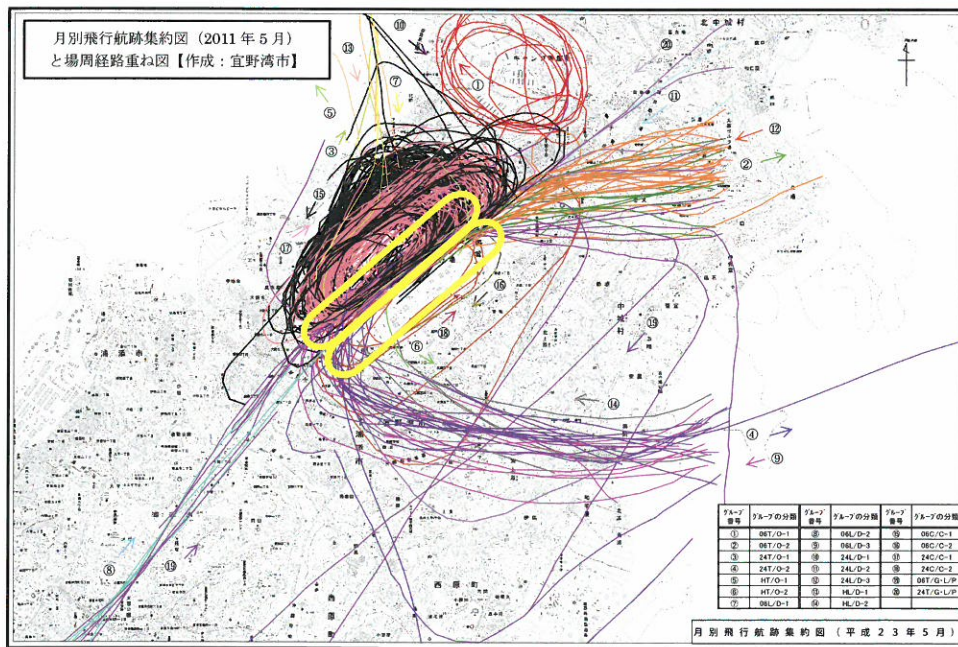
・2007年12月：クリアゾーンの存在が明らかに



2007年12月、本市が入手した「海兵隊航空基地普天間飛行場マスタープラン」によって、普天間飛行場におけるクリアゾーン（土地利用禁止区域）の存在が明らかになりました。

マスタープラン内では「障害物を排除し離発着の際の安全を確保するためのエリアである」と記述されておりますが、クリアゾーンは大きく基地外の住民地域に張り出しており、そこには普天間第二小学校を始め、多くの施設があり、約3,600人ももの住民が居住しております。

- ・2011年10月：普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査結果発表（2010.1.1～2011.3.31）
- ・2012年11月：普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査結果発表（2011.4.1～2012.3.31）



図は、平成24年に沖縄防衛局が発表した月別飛行航跡集約図の抜粋となっています。調査結果は、場周経路をはみ出した飛行数及び遵守している飛行数が示されておらず、調査対象に固定翼機が含まれていないことなど、普天間飛行場の周辺の実態を示すものとは言い難いものとなっております。

さらに、調査結果に場周経路を当てはめてみるとその多くが場周経路を逸脱していることが、確認できます。

日米両政府間で、規制に関する合意等行われておりますが、市民から寄せられる苦情や、市職員の目視調査の結果からすると、合意事項等が遵守されているとは言い難く、合意に反した運用が日々行われているのが現状です。